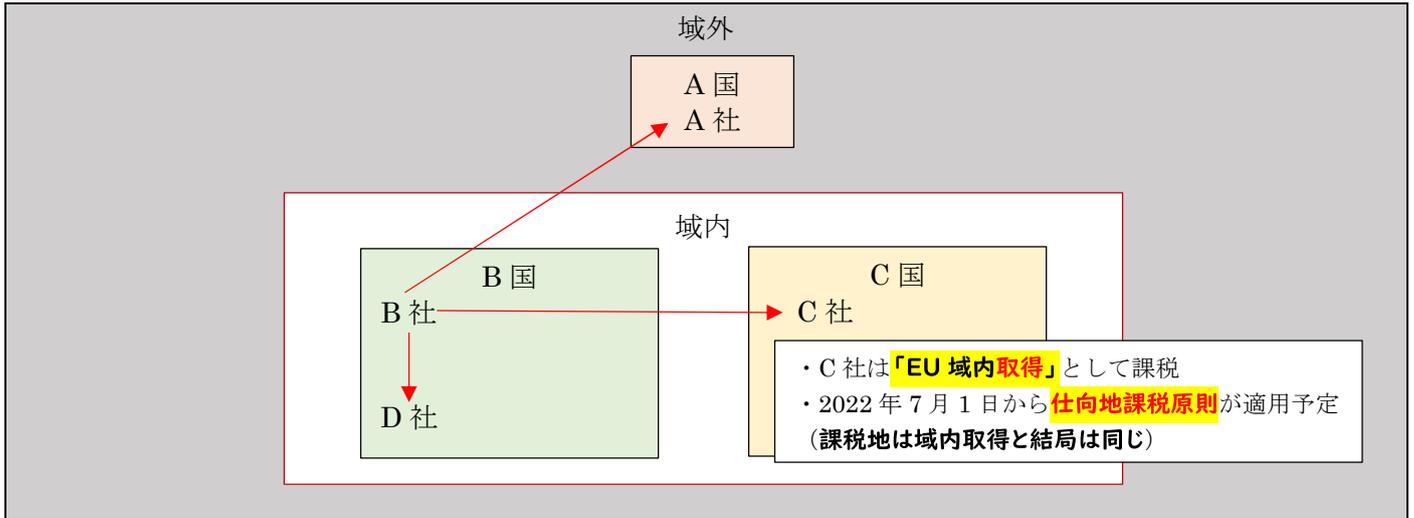


EU 域内外取引の VAT

I. VAT の基本

貨物も商流と同じ場合



VAT は買う方が支払って、売る方が預かって納税するのが基本

Q3. 異なる税率の加盟国間で取引が行われた場合の税率は？

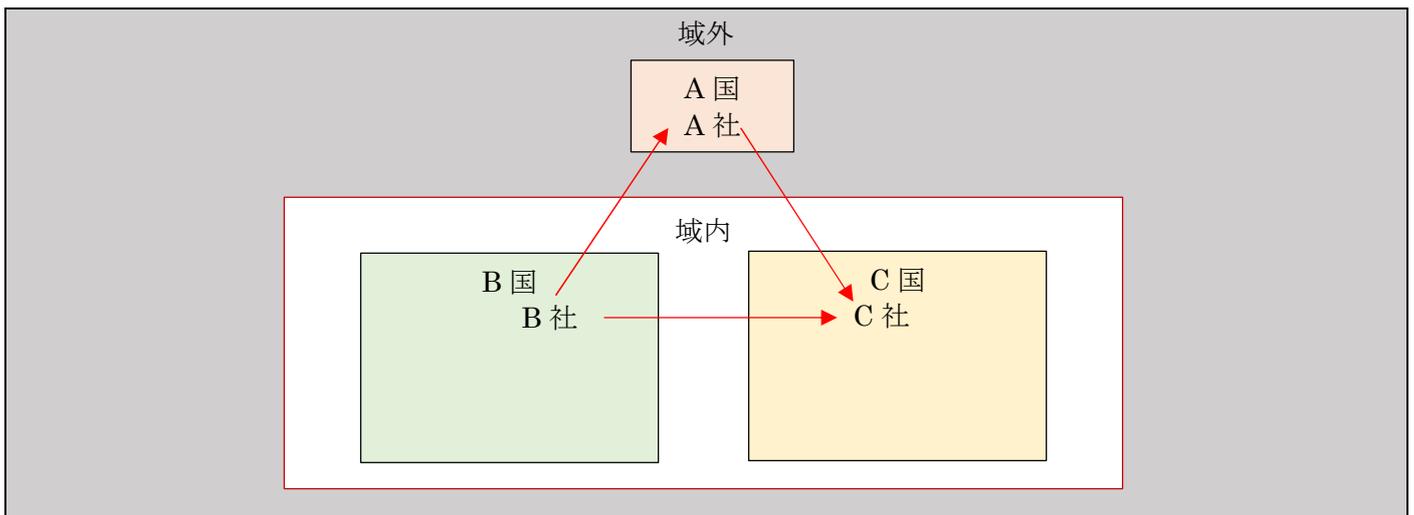
サービスや商品が「消費」された国の税率が適用されます。つまり買い手が商品(あるいはサービス)を受け取る場所がどこかで税率が決まります。(長光注:上のBC間の取引で、商品・サービスをC国で受け取る場合ではC国の税率となる)

出所: EU MAG「EUの付加価値税VATについて知りたい!」<http://eumag.jp/questions/f1012/> より抜粋(筆者加筆)

- ① B社→D社では、売主B社が買主D社からB国のVATを預かりB国に納税する。
- ② B社→A社では、輸出免税として売主B社は免税となり、買主A社はA国輸入時にA国のVATを自国に納税することになる。
- ③ B社→C社では、EU域内取引における非課税取引として売主B社は免税納品となり、買主C社はC国搬入(輸送の完了)をもってC国のVATを納税することになる。

2. 三国間の場合(「EU域内チェーン取引」)

A社が仲介し、貨物がB社→C社に移動する場合



- ・B社又はA社の運送手配の場合:A社はC国でVAT登録し納税。C国へ持ち込んでC社に売却し引渡したイメージ:C国での引取。
- ・C社の運送手配の場合:A社はB国でVAT登録し納税。B国に取りに来てC社がB国で買付けたイメージ:B国での引取。
- ・A社はVAT登録によりB社からの「EU域内取得」とC社への「EU域内納品」となる。
- ・AB間では、Aが「EU域内取得」として課税、Bは「EU域内納品」として免税。したがってAにおいては実際の納税は発生しない。
- ・AC間ではAが「EU域内納品」(非課税納品)として免税となり、Cは「EU域内取得」として課税。
- ・Aは、運送手配者が誰かにより、B国またはC国のVATの申告納税義務地で、申告納税手続きをすることになる。

「EU 域内チェーン取引」について、「新たに 36a 条(長光注「VAT 指令の改正に関わる欧州委員会提案」)が導入され、輸送手段者を基準としてこの免税取引を認定することが明確化された。輸送手配を中間事業者 (A) が行った場合、中間事業者を譲受人とする取引が **EU 域内非課税納品** となると定められた。ただし、中間事業者が出荷地 (B) である加盟国の発行した VATID 番号を提示した場合は、この限りでない。」(「EU 付加価値税 の緊急措置と 最終的制度的ポイント - Deloitte」(2019 年 1 月 1 日) P.31 より引用 <https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/tax/int/jp-int-junkankeiri-1january2019.pdf>)

「三国間取引を行う前の A 社の VAT 登録の必要」

日本の商社 A は、フランス (B) またはドイツ (C) のいずれかの国で VAT 登録をし、申告の義務を負います。その際の留意事項は以下のとおりです。

1. **実際の商品の販売、納入以前にフランスまたはドイツで VAT 登録を行う必要**があります。
2. A から C へ発行する請求書には、欧州 VAT 法に基づいたインボイス要件 (VAT 金額、売主と買主の VAT 登録番号などの記載) を満たす必要があります。
3. A が、フランス、ドイツ以外の他の EU 加盟国で既に VAT 登録をしている場合、本取引は「**EU 内三角取引**」*として処理できます。その場合、A は VAT 登録国で、製造元からの仕入れを「EU 域内取得」として課税・控除を申告します。顧客に対する販売については「**リバースチャージ**」が適用され、本来中間事業者が徴収納付すべき、着荷地国の VAT が顧客に転嫁されます。ただし、顧客が輸送の手配者である場合、あるいは消費者である等の場合には、リバースチャージは適用されません。

出所：下記 JETRO 「三者間連鎖取引における VAT の処理：EU」より抜粋 (筆者加筆)

「EU 内三角取引」*とは、出荷国または着荷国に設立された者ではない中間事業者 (A) が、自らの加盟国 (EU の登録国) で VAT の申告義務を果たせるようにする取引制度。参考：下記 OPT の「三角取引とは」より

「EU 域内取得」の課税地

(加盟国間での移動のある資産の譲渡の場合)

「EU 域内取得」とは、有形動産の処分権の獲得であり、当該資産が**ある加盟国から他の加盟国**に移動することです。EU 域内取得の**課税地**は、取得者へ対しての資産の送付あるいは輸送が**完了する場所**と規定されています。

(「5. 課税地の決定」の「(3) EU 域内取得の場合」は、輸送の終了時に資産の所在する場所が課税地となる。PWC 「欧州付加価値制度の概要」 <https://www.pwc.com/jp/ja/tax-services/assets/vat-outline.pdf> P.5 参照)

「資産の譲渡の場合」の課税地

(EU 域内取引でない資産の譲渡の場合：つまり、**加盟国間での移動のない資産の譲渡の場合**)

輸送を伴わない資産の譲渡の課税地は、資産の譲渡が行われた時点で資産が所在する場所とされています。資産が譲渡人、顧客、またはその受託者によって輸送された場合の資産の譲渡の課税地は、原則として、**輸送の開始時に資産が所在する場所**とされています。

但し、**資産が第三国から輸入される**ときは、**輸入付加価値税を納付した後の資産の譲渡は、輸入国で行われたもの**とみなされます。

据付組立を伴う資産の譲渡は、据付組立が行われた場所を課税地とします。資産の譲渡にはこの他、機内販売に関する特別ルールとパイプラインによる供給に関する特別ルールがあります。(出所：上掲 PWC 「欧州付加価値制度の概要」 P.5 より抜粋)

(別の解説)

譲渡対象資産が輸送される場合と、輸送されない場合では、資産の譲渡における課税地が異なります。資産が輸送されない場合は、資産の譲渡が行われた時点で資産が存在した場所を課税地とするとされています。

資産が販売者あるいは取得者によって transport される場合、または委託業者により輸送される場合には、資産の譲渡の課税地は、原則的に客先に対する**資産の輸送が開始した時に資産が存在した場所**と規定されています。(出所：下記 OPT の「域内取得の定義」より抜粋)

「EU 域内取引」

「EU 域内取得」は「EU 域内納品」とセットになっています。(この 2 つの取引を「EU 域内取引」とも言います。)

例えばドイツの会社 B 社が英国の会社 A 社に物品を販売する例では、英国の会社 A 社がドイツの会社 B 社から物品を取得することは「EU 域内取得」となり、B 社から A 社への納品は「EU 域内納品」となります。EU 域内納品は輸出同様、**免税取引** (長光注:「非課税納品」のこと)となります。

EU 域内取得は取得側(この場合英国の会社 A 社)は仕向地(この場合英国)の**税率**にて EU 域内取得の税額を計算し**申告**し、申告書にて同額を前段階税額控除 (長光注:日本の**仕入税額控除**に相当)します。(出所：下記 OPT の

「EU 域内取得」より抜粋筆者加筆)

【事例】**EU 域内取得**

英国の企業 A から機械設備をドイツの企業 B が購入する。この場合、取得側のドイツ企業からは、これを **EU 域内取得**と呼ぶ。納品側英国の企業 A からはこれを **EU 域内納品**と呼ぶ。

EU 域内納品は免税取引のため付加価値税が課税されない。

反面、EU 域内**取得**側で課税されるため、取得側は域内取得の税額を計算して申告する義務が発生する。

EU 域内取得を行う企業は、現地にて VAT 登録を行う必要がある。（出所：下記 OPT の「EU 域内取得」より抜粋筆者加筆）

参考サイト：JETRO 「三者間連鎖取引における VAT の処理：EU」 <https://www.jetro.go.jp/world/qa/04O-111101.html>

参考サイト：JETRO 「VAT 登録の要否：EU へ輸出する場合」： <https://www.jetro.go.jp/world/qa/04O-110801.html>

参考サイト：OPT 「越境 EC 税務ナビ」 <https://www.opti.co.jp/tax/vatdb/home> より左袖にある「EU 域内取得」や「EU 域内取得の定義」へ

参考サイト：PwC 「欧州 VAT に巻き込まれる事例」 <https://www.pwc.com/jp/ja/taxnews-indirect-tax/assets/indirect-taxnews-issue-1.pdf>

参考サイト：EU MAG 「欧州の付加価値税（VAT） 1—その現状と将来」 <http://eumag.jp/feature/b0515/>

EU MAG 「欧州の付加価値税（VAT） 2—その現状と将来」 <http://eumag.jp/feature/b0515/2/>